東北大学流体科学研究所ジョイントラボラトリー棟使用内規

制定　平成２２年　２月　９日

（趣旨）

第１条　この内規は、東北大学流体科学研究所ジョイントラボラトリー棟（以下「本棟」という。）の運営並びに共同利用機器（以下「機器」という。）及び研究室の使用について定めるものとする。

（ジョイントラボ室）

第２条　本棟の運営のため、ジョイントラボラトリー室（以下「ジョイントラボ室」という。）を置き、次の技術職員を兼務させる。

(1)　ジョイントラボラトリー室長（以下「室長」という。）
　室長は、技術室長をもって充て、ジョイントラボ室の業務を掌理する。

(2)　ジョイントラボ室員（以下「室員」という。）
　室員は、技術室長が指名した技術室職員をもって充て、本棟１階担当、本棟２階担当それぞれに若干名を置く。

（ジョイントラボ室の業務）

第３条　ジョイントラボ室においては、次の業務を行うものとする。

(1)　機器設置希望の受付
(2)　機器設置案の作成
(3)　機器使用の申請受付、決定の通知
(4)　機器利用状況の把握
(5)　研究室に係る業務
(6)　その他、本棟に係る業務

（使用者の資格）

第４条　本棟に設置される機器及び研究室を使用することができる者は、次のとおりとする。

(1)　東北大学流体科学研究所（以下「研究所」という。）の教員及び職員
(2)　第１号の教員に指導を受けている学生及び研究生等
(3)　流体科学研究所共同研究員
(4)　その他、流体科学研究所教員の推薦を受け所長の許可を得た者

（共同機器設置の申請）

第５条　本棟１階･実験室に設置できる機器は次の要件を満たすものとし、設置を希望する者は、

所定の申請書（様式１）を室長に提出するものとする。

(1)　共同利用に供することのできる実験装置・機器であること。

(2)　振動、騒音、電気ノイズなど、他の機器に影響を与えないこと。

(3)　設置および撤去が容易にできること。

(4)　装置の利用に必要な付属機器、取扱説明書及び実験作業基準書が完備されていること。

(5)　必要に応じ、機器の保守及び使用希望者に対し取扱説明や安全教育を行える担当教職員が存在していること。

(6)　危険な機器でないこと。

（機器設置の決定）

第６条　前条の申請があったときは、前条に掲げる要件と設置状況等を勘案して採否の案をジョイントラボ室で作成し、所長が決定するものとする。

（機器の運用）

第７条　機器の運用は、次のとおりとする。

(1)　機器毎に装置責任教員と装置担当職員をおく。

(2)　装置責任教員は、原則として装置を提供した教員とし、装置の共同利用に責任をもつ。

(3)　装置担当職員は、装置責任教員が指名する職員とし、装置の共同利用に必要な業務を行なう。

(4)　維持及び修理に要する費用は、装置責任教員、中央経費及び利用者で適切に分担する。

(5)　費用の分担について、ジョイントラボ室が調整を行い、所長が決定する。

(6)　原則として、装置が有効に利用されている間は継続的に設置する。

(7)　ジョイントラボ室は、教員から機器の設置と撤去希望を随時受け付ける。

(8)　年度末にジョイントラボ室が、機器の設置・撤去希望の状況、既存設備の利用状況等を勘案して、次年度の設置案を作成する。

(9)　ジョイントラボ室は装置の利用状況を把握し、定期的に所長に報告する。

（機器使用許可の申請）

第８条　本棟１階･実験室に設置されている機器の使用を希望する者は、所定の申請書（様式２）を室長に提出しその許可を受けなければならない。ただし、申請者は第４条第１項第１号に掲げた者とする。

（機器使用の決定）

第９条　前条の申請があったときは、室長が装置責任教員、装置担当職員と協議の上、使用の可否及び使用期間の割当等を決定し、その旨を室長から利用申請者に通知するものとする。

（機器使用上の注意）

第 10 条　使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、本棟及び機器を使用する場合は、次の条件並びに装置担当職員及び室長の指示した事項を遵守し、設備・備品等の保全に努めなければならない。

(1)　使用者は、実験終了後、次の使用者が直ちに使用できるよう研究用機器等を現状に回復しておかなければならない。

(2)　使用者は、共同利用機器が故障した場合は直ちに装置担当職員及び室長に報告し、指示を受けなければならない。

(3)　使用者は、故意または重大な過失により共同利用機器を損傷または亡失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(4)　使用者は、機器使用の際は事故防止に充分注意を払うものとする。なお、機器使用に伴い、使用者の責に起因して生じた事故に関して、本研究所はその責めを負わないものとする。

（安全対策）

第 11 条　機器の使用に係る安全対策は、次のとおりとする。

(1)　使用者は、本研究所の安全教育を事前に受講しなければならない。また、ジョイントラボ室が必要と判断した場合、安全及び機器使用についての講習を受けなければならない。

(2)　使用者は、各機器の取扱説明書、実験作業基準書及び装置担当職員の指示した事項を遵守しなければならない。

(3)　経験の少ない者が機器を使用する場合は、単独で作業を行なわせてはならない。

(4)　本棟 1 階･実験室内は、常に整理整頓し、器具等の持ち込みを必要最小限にとどめなければならない。また、機器等の転倒及び落下を防止するため、本棟１階担当室員は、随時点検を行なわなければならない。

(5)　本棟 1 階･実験室内には、作業に関係のない者を立ち入らせてはならない。

２　第１項で掲げるもののほか、安全対策については、本研究所安全マニュアルの定めるところによる。

（使用記録、報告書の提出）

第 12 条　使用者は、その都度、機器に備え付けの使用記録簿に必要事項を記入しなければならない。また、使用者が使用を終了したときは、使用終了時の機器の状態や機器を用いた実験・研究等について報告書の提出を求める事ができる。

（研究室の管理）

第 13 条　本棟２階・研究室の管理は、室員（本棟２階担当）が行う。

（研究室の利用及び配分）

第 14 条　本棟 2 階・研究室は、複数の研究分野の学生の利用、および外部の共同研究者の利用に

供するものとする。

２　本棟２階・研究室の配分は、事務部用度係がジョイントラボ室と相談の上で案を作成し、所長が決定する。

３　本棟２階・研究室を利用する学生は、１研究分野当たり 5 名程度を目安とし、年度末の研究室配分割り当ての枠組みで運用する。

４　外部の共同研究者の利用希望に関しては、事務部用度係で随時受け付ける。

（使用の取り消し）

第 15 条　使用者がこの内規に違反したとき又は本棟運営に重大な支障を生じさせたときは、使用の許可を取り消すことができる。

（秘密の保持）

第 16 条　使用者は、本棟で行われる他者の研究・実験成果に関わると想定される一切について秘密情報として扱い、当該研究の責任者の許可を得ず公開してはならない。

（使用負担金）

第 17 条　使用者もしくは使用者が所属する研究分野は、本棟及び機器の使用に関わる経費を必要に応じて負担しなければならない。

付　則

この内規は、平成２２年　４月　１日から施行する。